

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。(※申請が集中する時期は遅れる場合があります。)

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯の全員が令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市から
確認書が届きます (要返送)
※原則、郵送での受付となります。
※令和4年9月30日時点で住民登録のある
市から確認書が送付されます。

申請期限：令和5年2月10日 (金)

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和5年2月10日 (金)

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】市役所総合案内、社会福祉協議会、
保護課、シティステーションなど

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年度住民税非課税の場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市区町村に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



※令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を口座で受給された方については、上記確認書ではなく、「支給のお知らせ」が届く場合があります。「支給のお知らせ」に記載された口座に変更がなければ返信は不要です。支給を辞退する方又は振込先の変更を希望する方のみ、届出書を提出してください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 予期せず家計が急変していないにもかかわらず、給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3・土日祝を除く)

寝屋川市コールセンター

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」窓口

06-6586-9490

受付時間 平日9:00~17:30 (12/29~1/3を除く)